

様式第 1 0

循環型社会形成推進地域計画改善計画書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
仙北市地域	仙北市	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成24年度)	目標 (割合※1) (平成31年度) A	実績 (割合※1) (平成31年度) B	実績 B /目標A	
排出量	事業系 総排出量	3,191 t	2,732 t (-14.4%)	3,041 t (-4.7%)	32.7%
	1事業所当たりの排出量				
	生活系 総排出量	6,968 t	5,975 t (-14.3%)	6,410 t (-8.0%)	56.2%
	1人当たりの排出量	237 kg/人	228 kg/人 (-3.8%)	229 kg/人 (-3.4%)	88.9%
合 計 事業系生活系総排出量合計	10,159 t	8,707 t (-14.3%)	9,451 t (-6.7%)	48.8%	
再生利用量	直接資源化量	787 t (7.7%)	910 t (10.5%)	436 t (4.6%)	-115.9%
	総資源化量	892 t (8.8%)	1,042 t (12.0%)	663 t (7.0%)	-55.4%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	- MWh	- MWh	MWh	
最終処分量	埋立最終処分量				

※ 目標未達成の指標のみを記載。

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成24年度)	目 標 (平成31年度) A	実 績 (平成31年度) B	実績 B /目標A	
総人口	29,409 人	25,572 人	25,642 人		
公共下水道	汚水衛生処理人口	10,517 人	9,941 人	9,747 人	133.7%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	35.8 %	38.9 %	38.0 %	71.0%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口	4,967 人	4,366 人	4,262 人	117.3%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	16.9 %	17.1 %	16.6 %	-150.0%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	5,672 人	7,623 人	5,681 人	0.5%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	19.3 %	29.8 %	22.2 %	27.6%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	8,253 人	3,642 人	5,952 人	49.9%

※ 目標未達成の指標のみを記載。

2 目標が達成できなかった要因

(ごみ処理)

○排出量について

事業系

目標を設定する際に、目標である平成 31 年度に向けて事業所数が減少していくと想定したが、実際には平成 24 年度とほとんど変わらない数値だったため、総排出量は減少したものの目標には届かない数値となった。1 事業所当たりの排出量についても、家庭系ごみに混在して排出している事業所が想定より少なかったため減少した。

家庭系

人口減少に伴い可燃ごみや不燃ごみの排出量も減っているが、それに反して粗大ごみの排出量は増加していることから、結果的に目標に達することが出来なかった。要因としては、高齢で亡くなった方の遺品整理や引っ越し等に伴って発生する空き家内の不要品を片付けたものが多く排出されたためと考えられる。

○再生利用量について

小中学校でのリサイクル（資源回収）また、スーパー等の店頭での回収が進んでいることが要因と考えられる。

○減量化量について

要因として、資源ごみの店頭回収量の増加や新聞紙・雑誌等の販売部数の減少によるものと考えられる。一方、増加している粗大ごみについては、家具類などの木製品が多く、資源化より焼却処理される物が多いことが考えられる。

(生活排水処理)

本市における浄化槽整備は、平成 26 年度～平成 30 年度の 5 カ年で循環型社会形成推進交付金を活用し、当初整備計画基数 160 基、当初整備計画人口 560 人に対して、実績基数 157 基、実績人口 602 人と概ね計画どおり整備が行われた。

しかし、汚水衛生処理人口および汚水処理人口普及率については目標に到達できなかった。浄化槽整備基数は概ね計画どおりに実施できたが、汚水衛生処理人口が増えなかった要因として、急速な人口減少と汚水処理整備済み世帯の世帯分離の増加が考えられる。

3 目標達成に向けた方策

目標達成年度 令和7年度まで

(ごみ処理)

平成26年より秋田県から引き継いだ小型家電の拠点回収を行い、それに合わせて、搬入された粗大ごみの中からのピックアップ回収も行っている。拠点回収とピックアップ回収を合わせて小型家電を毎年10tから15t程の再資源化しているが、これまで以上の回収を目指し、拠点回収場所の周知や粗大ごみからの更なる回収に努める。また、平成31年度より、これまで可燃ごみとして分別・処理されることの多かった雑紙を雑誌類とあわせて回収しているが、古紙類の増量には至っていないことから、ホームページや広報誌を通じて周知を行い、分別やリサイクルの徹底を呼びかける。

(生活排水処理)

人口減少社会の中、汚水衛生処理人口も減少していくことが予測されているが、汚水処理人口普及率については、令和7年度に29.8%とすることを目標とし、達成に向けた方策として、市の住宅リフォーム促進事業のうちの生活排水処理施設への接続に係る費用について、補助金の拡充等を実施する。

また次期地域計画(H31~R5)では、引き続き浄化槽設置整備事業を実施し、目標年次の令和6年度に、合併処理浄化槽等の汚水処理人口普及率を28.4%とする目標を定めている。

(都道府県知事の所見)

生活系のごみ排出量及び1人あたり排出量については、高齢死亡者の遺品整理等が影響し目標が未達成となっている。改善計画書に示す粗大ごみの中からのピックアップ回収によるごみ減量化や、雑紙の分別による再生利用量増加の取組等により、目標を達成するよう努めていただきたい。

合併処理浄化槽の普及拡大については、環境保全に対する意識を高め、県民と行政が一体となって進めていくことが重要である。特に合併処理浄化槽の整備について必要なインセンティブを確保することは未普及解消に効果的と考えられ、改善計画書に示す方策について積極的に実施し、目標を達成するよう努めていただきたい。